

「経営一般（米国関税措置関連）」該当届

年 月 日

(申込者) 住 所
名 称
代表者

米国関税措置を発端として、以下の該当事由のとおり事業活動に影響が生じているので、経営安定融資「経営一般（米国関税措置関連）」の融資対象に該当することを届け出ます。

【該当事由】

1 米国関税措置を発端として事業活動に影響を受けている理由と、本融資による業況改善に向けた取組

--

2 事業活動への影響

「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して減少している。

最近3か月間の実績 又は今後3か月間の見込	年 月	年 月	年 月	合計(a)	減少率
	千円	千円	千円	千円	
前年同期の実績	年 月	年 月	年 月	合計(b)	%
	千円	千円	千円	千円	

※売上実績が確認できる書類や売上見込の算出にあたり参照した書類を添付すること。(試算表、帳簿の写し等)

【注意事項】

- この該当届は、融資申込書の添付資料として、融資申込窓口に提出してください。
- この該当届は、融資申込みの資格要件です。虚偽等により内容に齟齬があった場合には、融資が受けられないことがあります。
- この該当届は、あくまで融資対象に該当することを届け出るものであり、金融機関及び保証協会が融資の審査を別に行います。その審査によって、融資の諾否や融資金額が決定されます。

金融機関使用欄

申込者が本制度の要件を満たしていることを確認しております。

西暦 年 月 日

金融機関本・支店名

確認者名